

生けがきを作りませんか

緑豊かなまちづくりを進めるために、これから生けがきを設置する人に補助金を交付しています。なお、事前にまちづくり推進課にご相談ください。

【料設置】次の全てに該当する生けがき

- ① 公衆用道路に面した部分および道路から見通しのきく部分が3坪以上であること
- ② 1坪あたり3本以上植栽されること
- ③ 敷地境界線の一边に連続して生けがきを設置すること
- ④ 生けがき用樹木は、列状に並び、外部から眺望できる部分が50%以上あること
- ⑤ 5年間以上生けがきとして活用すること

●補助金額

生けがきの延長×1坪当たりの事業費(限度額5千円)×1/2(補助率)＝補助金(限度額5万円)

また、生けがき設置のためブロック塀などの取り壊しを行う場合は、その工事を補助します。

【取り壊し】次の全てに該当するとき

- ① 生けがきの設置のため取り壊しを行うこと
- ② 生けがき設置場所と同じ場所のブロック塀などであること

●補助金額 ブロック塀などの延長×1坪当たりの事業費(限度額1万円)×1/2(補助率)＝補助金(限度額10万円)

【問】まちづくり推進課 まちづくり係

☎24・5405

行政相談委員による相談所の開設

行政相談は、役所(国・県および市町村)や特殊法人の仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じその解決をお手伝いするものです。

お気軽にご相談ください。

時 10月20日(木) 午前9時から正午  
場 中央公民館 第1研修室



行政相談委員 井上 進さん  
本宮字馬場12  
☎33-2505

【問】秘書広報課 広報広聴係

☎24・5332

稲わら・もみ殻の焼却にご注意

稲わらやもみ殻は、焼却することができる限り差し控え、ほ場のすき込みや、堆肥化などに使用してください。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により平成13年から廃棄物(ごみ)を屋外で焼却処理すること(野焼き)は一部の例外を除き禁止されています。「農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却」は例外の一つですが、煙による交通障害や、住環境の影響などが指摘されています。

やむをえず行う場合には、次のことに配慮して焼却してください。

- ① 消防署へ「揚煙行為」の届出をする
- ② 風向きや、時間帯を考慮する
- ③ 煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめる(苦情が出ない量にとどめる)
- ④ 焼却灰を飛散させないようにする
- ⑤ 草木などはよく乾かし煙の発生量を抑える
- ⑥ ご近所の理解を得て迷惑にならないようにする

※例外に該当する場合でも健康や環境に影響を及ぼす焼却行為は、実施者に対して中止を求めることがあります。

【問】農政課 農政係 ☎24-5385

農業日誌の購入方法について

農業を営む人が日々の作業内容などを記録し、青色申告や今後の営農にご活用いただく「農業日誌」「ファミリー日誌」「新農家暦」の平成29年版が販売開始されます。

購入希望の人は、10月31日までに市内の書店に直接ご注文ください。

【問】農政課 農政係

☎24・5385



ここからは広告欄です。内容についてのお問い合わせは、直接、広告主へお願いします。



オーブの「ご法宴」

会席膳 4,000円～  
(税サ別)

■イス席でのご準備■

室料無料・バス送迎有(有料)

歓迎会・送別会承り中!

- ・料理 3500円(税込)～
- ・飲み放題 1500円(税込)～
- ・室料無料《200名様迄可能》

[各種ご宴会をお客様のプランにてご提案いたします]

ネーブルシティもとみや aube

TEL.24-8140 FAX.24-8141

〒969-1131 本宮市本宮南町裡38 URL <http://www.m-mot.com/aube/>

## ごみの収集を休みます

10月10日(月) 体育の日

ごみの収集を行いませんので、ごみステーションへごみを出さないようご協力をお願いします。

また、もとみやグリーンセンターへの個人搬入もできませんのでご注意ください。

**問**もとみやグリーンセンター ☎ 33-5499  
 生活環境課 環境係 ☎ 24-5362  
 白沢総合支所 市民福祉課 生活安全係 ☎ 44-2114

## 多重債務・貸金業に関する相談窓口

財務省福島財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱え、お悩みの皆さんからの相談に応じています。抱えている借金の状況をお聞きし、必要に応じて弁護士・司法書士などの専門家に引継ぎを行います。相談は無料ですのでお気軽にご相談ください。

また、国や県の登録を受けずに貸金業を営む、いわゆる「ヤミ金融」には十分ご注意ください。ご利用されている貸金業者の登録状況に関する問合せや不正に利用されている預貯金口座に関する相談も受け付けています。

**時**月曜日から金曜日(祝日、年末年始除く) 午前8時30分から正午、午後1時

から4時30分(原則として)

**問**財務省福島財務事務所 理財課  
 ☎ 024-5333-0064 (多重債務相談窓口直通)

## 地震に備えよう

地震はいつ襲って来るかわかりません。口頃の備えと冷静な行動が大切です。

### 非常時に備えて(3つのポイント)

- ・非常持ち出し品を備える(携帯ラジオ・懐中電灯・非常食、水・救急医療品・現金、貴重品・衣類など)
- ・非常備蓄品を備える(飲料水(一人1日3リットル)・インスタント食品など)
- ・非常食・洗面用具などの生活用品
- ・家具の転倒や落下を防ぐ(金具や支え)

棒による固定・高い所に物を置かない・寝室や高齢者のいる部屋には家具を置かない)

### 地震が起きたら

- ・まずは身の安全を守る(揺れを感じたら、丈夫な机やテーブルの下に身を隠す)
- ・揺れがおさまったら火を消す(使用中のストーブなどは、あわてず冷静に火を消す)
- ・非常脱出口を確保する(出入口がゆがみ開かなくなることがあります。ドアを開けて逃げみちを確保する)

**問**安達地方広域行政組合消防本部・南消防署 ☎ 33-2875

## 全国46都道府県で使えるファミたんカード

子育て中の皆さん!「ファミたんカード」を活用していますか?

ファミたんカードは、18歳までのお子さんがある家庭に交付されるもので、子ども1人あたり1枚の発行となります。

福島県では、社会全体で子育て家庭を応援するため「子育て応援パスポート事業」を実施していますが、今年度から国の子育て支援策強化の一つとして全国46都道府県で使用できるようになりました。下記マークのステッカーが貼ってあるお店で、お持ちのファミたんカードを提示してご利用ください。



※県内の全協賛店が全国展開に参加しているわけではありません。また、県民と県外にお住まいの人でサービスを分けている場合がありますので、直接店舗にてご確認ください。

《ファミたんカードの切り替え》平成27年3月までに、ファミたんカード(有効期限:平成32年3月31日)の切り替えを行いました。

新カードを受け取れなかった人は、子ども福祉課か白沢総合支所市民福祉課の窓口で申請の手続きをお願いします。

**問**子ども福祉課 子育て支援係 ☎ 24-5375

ここから下は広告欄です。広告掲載を希望される人は、市役所秘書広報課へお申し込みください。

## ゆるキャラグランプリ

2016 投票は 10月24日まで!

投票は

ゆるキャラグランプリ  
 で検索

